

令和3年度国民健康保険税の税率が決定しました

徳島県の「国民健康保険運営方針」見直しにより、保険税算定方式の一つである「資産割」の段階的な縮小・廃止の方針が示されました。

この方針を受け、本市でも「資産割」を段階的に縮小することとし、令和3年度は、「資産割」税率を令和2年度税率より1/3引き下げるとともに、「所得割」および「均等割」の一部を引き上げます。

【令和2年度税率】

| | 区分 | 税率 |
|---------------------------|-------|---------|
| 基礎課税分 (被保険者全員) | 所得割率① | 8.34% |
| | 資産割率② | 33.66% |
| | 均等割額③ | 23,000円 |
| | 平等割額④ | 24,800円 |
| 後期高齢者支援金分 (被保険者全員) | 所得割率⑤ | 2.22% |
| | 資産割率⑥ | 8.6% |
| | 均等割額⑦ | 6,500円 |
| | 平等割額⑧ | 6,800円 |
| 介護納付金分 (40歳から64歳の被保険者) | 所得割率⑨ | 2.3% |
| | 資産割率⑩ | 7.36% |
| | 均等割額⑪ | 9,000円 |
| | 平等割額⑫ | 5,900円 |



【令和3年度税率】

| 税率 |
|-------------------|
| 8.4% |
| 22.4% |
| 24,500円 |
| 24,800円 (据え置き) |
| 2.3% |
| 5.5% |
| 6,800円 |
| 6,800円 (据え置き) |
| 2.45% |
| 4.9% |
| 9,000円 (据え置き) |
| 5,900円 (据え置き) |



国民健康保険税は、基礎課税分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の合計額（上記①～⑫）で計算し、世帯単位で課税されます。

- 所得割：被保険者の所得に応じて計算
- 資産割：被保険者の資産に応じて計算
- 均等割：世帯の被保険者数に応じて計算
- 平等割：世帯につき計算



◎令和3年度国民健康保険税における変更点

令和3年1月施行の個人所得課税の改正により軽減判定基準が見直しとなりました。一定の所得以下の世帯については、「均等割」・「平等割」が次のとおり減額されます。

| | 現行軽減判定基準 | 令和3年度軽減判定基準 |
|------|---|--|
| 7割軽減 | 基礎控除額(33万円)以下 | 基礎控除額(43万円)+10万円×(給与所得者等 ^(※1) の数-1)以下 |
| 5割軽減 | 基礎控除額(33万円)+28.5万円×(被保険者数 ^(※2))以下 | 基礎控除額(43万円)+28.5万円×被保険者数 ^(※2) +10万円×(給与所得者等 ^(※1) の数-1)以下 |
| 2割軽減 | 基礎控除額(33万円)+52万円×(被保険者数 ^(※2))以下 | 基礎控除額(43万円)+52万円×被保険者数 ^(※2) +10万円×(給与所得者等 ^(※1) の数-1)以下 |

※1 一定の給与所得者(給与収入55万円超)と公的年金等の支給(60万円超(65歳未満)または110万円超(65歳以上))を受ける方

※2 同じ世帯の中で、国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した方を含む。

【お問い合わせ先】 市税務課諸税担当(市役所1階) ☎ 3 2・3 8 4 5 / FAX 3 3・3 4 0 1
Mail:shozei@city.komatsushima.i-tokushima.jp